



鳥取県公報

平成 20 年 1 月 22 日 (火)
第 7 9 5 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (19) (障害福祉課) 2 種畜証明書の交付 (20) (畜産課) 2 土地改良区の定款の変更の認可 (21) (耕地課) 3 遊漁規則の変更の認可 (22) (水産課) 3 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (23) (中部総合事務所福祉保健局) 5 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (24) (〃) 6 土地改良事業計画の変更の同意 (2件) (25・26) (中部総合事務所農林局) 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3件) (森林保全課) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (行政経営推進課) 12

告 示

鳥取県告示第 19 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	施設障害福祉サービスの種類	辞退年月日
ウイズユー千代作業所	鳥取市晩稲40-1	障害者自立支援法附則第20条の規定により障害福祉サービスとみなされる知的障害者施設支援（知的障害者授産施設支援）	平成19年12月31日

鳥取県告示第 20 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、同法第 4 条第 1 項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けたので、同法第 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
平 19 鳥取県 1 第 69 号	糸福鶴	黒毛 和種	平成 18 年 9 月 20 日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	糸福	いとひらし ん	1 級	東伯郡琴浦 町鳥取県畜 産試験場
平 19 鳥取県 1 第 70 号	香月	〃	平成 18 年 10 月 28 日	鳥取県 鳥取市	福桜	かつき	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 71 号	院櫛 1831	〃	平成 18 年 4 月 13 日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	安福 165 の 9	ふくむすめ	2 級	東伯郡琴浦 町家畜改良 センター鳥 取牧場
平 19 鳥取県 1 第 72 号	関越 1841	〃	平成 18 年 8 月 10 日	〃	松福美	ひめみつ 1133	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 73 号	紅檜 1845	〃	平成 18 年 8 月 16 日	〃	若茂勝	てるみつ	〃	〃

平 19 鳥取県 1 第 74 号	風眉 1847	〃	平成 18 年 8 月 16 日	〃	安糸福	やどとき	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 75 号	笠温 1849	〃	平成 18 年 8 月 16 日	〃	安平照	みつてるふ く	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 76 号	菊雛 1851	〃	平成 18 年 8 月 17 日	〃	美津照	はつひめ	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 77 号	琴重 1852	〃	平成 18 年 8 月 18 日	〃	北仁	しげふく	1 級	〃
平 19 鳥取県 1 第 78 号	笠魚 1853	〃	〃	〃	安平照	みつひら 1130	2 級	〃
平 19 鳥取県 1 第 79 号	舞狩 1859	〃	平成 18 年 8 月 23 日	〃	茂波	やえなみ 1205	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 80 号	笠宮 1861	〃	平成 18 年 8 月 25 日	〃	安平照	みやよし	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 81 号	舞鈴 1869	〃	平成 18 年 9 月 6 日	〃	茂波	やすみ 5	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 82 号	宅武 1874	〃	平成 18 年 9 月 17 日	〃	北湖 2	おんたけ 8 の 14	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 83 号	美君 1877	〃	平成 18 年 9 月 25 日	〃	美津福	きくつるみ 2	〃	〃

鳥取県告示第 21 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山畑地土地改良区の定款の変更を平成20年1月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 22 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第

7 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合

米子市熊党 323-1

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第 3 号

3 認可に係る変更の内容

日野川水系漁業協同組合内共第 3 号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣(友釣又は毛針釣に限る。)以外の漁法により<u>行</u>ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 域</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>西伯郡伯耆町荘における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(禁止区域)</p> <p>第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれの期間中は、遊漁をしてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">禁 止 区 域</th> <th style="text-align: center;">禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流 30 メートル、下流 150 メートルの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	期 間	略	略	西伯郡伯耆町荘における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域	略	西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	略	禁 止 区 域	禁止期間	略	略	西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流 30 メートル、下流 150 メートルの区域	略	略	略	<p>(漁具又は漁法等の制限)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣(友釣又は毛針釣に限る。)以外の漁法により<u>行な</u>ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 域</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>日野郡溝口町荘における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>西伯郡岸本町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(禁止区域)</p> <p>第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれの期間中は、遊漁をしてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">禁 止 区 域</th> <th style="text-align: center;">禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流 30 メートル、下流 150 メートルの区域</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	期 間	略	略	日野郡溝口町荘における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域	略	西伯郡岸本町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	略	禁 止 区 域	禁止期間	略	略	西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流 30 メートル、下流 150 メートルの区域	略	略	略
区 域	期 間																																
略	略																																
西伯郡伯耆町荘における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域	略																																
西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	略																																
禁 止 区 域	禁止期間																																
略	略																																
西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流 30 メートル、下流 150 メートルの区域	略																																
略	略																																
区 域	期 間																																
略	略																																
日野郡溝口町荘における昭和橋下流端から 880 メートル下流の野上川合流点までの区域	略																																
西伯郡岸本町岸本における蚊屋井手第 1 水門下流端から 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	略																																
禁 止 区 域	禁止期間																																
略	略																																
西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流 30 メートル、下流 150 メートルの区域	略																																
略	略																																

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 略

2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であつて、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、右欄のとおりとする。

水産動物の名称	区分	期間	遊漁料
あゆ	70才以上 の者 (県内 者に限 る)	交付	500円
こい		日か	
やまめ(さくらま すを含む。)		ら無	
あまご(さつきま すを含む。)		期限	
いわな			
にじます	略		
うなぎ			

3 略

様式第 1 号 遊漁承認証

表 1

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します	
遊 漁 者	住所 氏名 年令
承認期間	
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
日野川水系漁業協同組合®	
連絡先 0859-27-3257	

表 2 及び表 3 略

裏 1 ~ 3 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 略

2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であつて、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、右欄のとおりとする。

水産動物の名称	区分	期間	遊漁料
あゆ	70才以 上の者 (県内 者に限 る)	年間	無料
こい			
やまめ(さくらま すを含む。)			
あまご(さつきま すを含む。)			
いわな			
にじます	略		
うなぎ			

3 略

様式第 1 号 遊漁承認証

表 1

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します	
遊 漁 者	住所 氏名 年令
承認期間	
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域	
発行年月日	
発行者	
日野川水系漁業協同組合®	
連絡先 0859-27-3257	

表 2 及び表 3 略

裏 1 ~ 3 略

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県告示第 23 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259 -43	羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町 大字光吉9-2	短期入所	平成19年12月 31日

鳥取県告示第 24 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259 -43	羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町 大字光吉9-2	短期入所	平成 20 年 1 月 1 日

鳥取県告示第 25 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、湯梨浜町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業石脇地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成20年1月16日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

鳥取県告示第 26 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、琴浦町が行う土地改良事業（単県農業農村整備事業田越地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成20年1月16日同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 12 月 14 日付鳥取県告示第 1046 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

竹内 實義	鳥取市双六原字才ノ谷東分 391 の 1
〃	鳥取市双六原字才ノ谷東分 391 の 6
〃	鳥取市双六原字才ノ谷西分 392 の 1
〃	鳥取市双六原字才ノ谷西分 392 の 2
〃	鳥取市双六原字才ノ谷西分 392 の 3
〃	鳥取市双六原字才ノ谷口 393 の 1
〃	鳥取市双六原字才ノ谷口 393 の 2
〃	鳥取市双六原字才ノ谷口 393 の 3
〃	鳥取市双六原字才ノ谷口 393 の 4
〃	鳥取市双六原字才ノ谷口 393 の 5

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

三ツ國 勉	鳥取市矢矯字三谷奥ノ二 582
近藤孫三郎	鳥取市矢矯字下前田 512 の 1
〃	鳥取市矢矯字下前田 512 の 3
桃實 守	鳥取市矢矯字初輪谷ノ一 608
三ツ國 勉	鳥取市矢矯字初輪谷ノ一 609 の 1
竹内 實義	鳥取市双六原字オノ谷東分 391 の 3
田中 鉄蔵	鳥取市双六原字梅木谷 423 の 2
〃	鳥取市双六原字梅木谷 423 の 3
田淵 榮吉	鳥取市双六原字梅木谷弐 429 の 1
田中 光近	鳥取市双六原字村土居 439

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変
更予定の告示(平成 19 年 12 月 14 日付鳥取県告示第 1047 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本 輝實	鳥取市気高町重高字樽丸下ノ谷 280
石尾爲五郎	鳥取市気高町宿字地才 438 の 2
井上 ヨメ	鳥取市気高町殿字二階平 555
河田 秀孝	鳥取市気高町殿字二階平 559
栴形 磐吉	鳥取市気高町酒津字樽谷東平 724 の 2
島田 卯平	鳥取市気高町酒津字清水谷 974
居川 安藏	鳥取市気高町下光元字夏ヶ谷二 1121 の 11

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 1 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 12 月 14 日付鳥取県告示第 1048 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

末次重四郎	日野郡江府町大字杉谷字宮ノ谷奥 635
片山新太郎	日野郡江府町大字杉谷字笹原塔 746

末次重四郎	日野郡江府町大字杉谷字津ノ塔 778
加藤金太郎	日野郡江府町大字杉谷字津ノ塔 780
末次 衛	日野郡江府町大字杉谷字津ノ塔 786
末次 恒一	日野郡江府町大字杉谷字向平ラ 788 の 1
末次 茂治	〃
〃	日野郡江府町大字杉谷字向平ラ 788 の 3
〃	日野郡江府町大字杉谷字向平ラ 788 の 6
末次 恒一	日野郡江府町大字杉谷字猪ノ子山ノニ 797 の 1
末次 茂治	〃
末次 恒一	日野郡江府町大字杉谷字猪ノ子山ノニ 797 の 17
〃	日野郡江府町大字杉谷字猪ノ子山ノニ 797 の 32
〃	日野郡江府町大字杉谷字猪ノ子山ノ一 798 の 1
末次 茂治	〃
末次 恒一	日野郡江府町大字杉谷字猪ノ子山ノ一 798 の 8
末次 茂治	〃
谷田 和男	日野郡江府町大字貝田字左谷 855 の 20
遠藤 正	日野郡江府町大字貝田字左谷 855 の 22
森田 正男	〃
谷田 和男	〃
椎木 金子	〃
藤原 正	〃
遠藤 正	日野郡江府町大字貝田字右谷 858 の 7
森田 正男	〃
谷田 和男	〃
椎木 金子	〃
藤原 正	〃
遠藤 正	日野郡江府町大字貝田字右谷 858 の 8
森田 正男	〃
谷田 和男	〃
椎木 金子	〃
藤原 正	〃
加藤亀四郎	日野郡江府町大字美用字境ヶ谷 1876
末次坂次郎	〃

末次繁十郎	〃
末次文太郎	〃
加藤亀四郎	日野郡江府町大字美用字境ヶ谷 1877
末次坂次郎	〃
末次繁十郎	〃
末次文太郎	〃
安田 壽一	日野郡江府町大字大河原字大成 1931 の 1
安田英太郎	〃
井上 森雄	〃
井上 政貞	〃
井上 忠雄	〃
井上 茂	〃
井上八重子	〃
亀田 石江	〃
松島利太郎	〃
清水 勲	〃
野田 要	〃
井上 忠雄	日野郡江府町大字大河原字大成 1931 の 38
井上八重子	〃
影山 健也	日野郡江府町大字大河原字大成 1931 の 44
〃	日野郡江府町大字大河原字大成 1931 の 45
〃	日野郡江府町大字大河原字大成 1931 の 46
〃	日野郡江府町大字大河原字大成 1931 の 47
井上八重子	日野郡江府町大字大河原字武用塔 1954 の 1
〃	日野郡江府町大字大河原字武用塔 1954 の 2
〃	日野郡江府町大字大河原字武用塔 1954 の 3
安田市太郎	日野郡江府町大字大河原字武用塔 1955
井上 房治	日野郡江府町大字大河原字武用塔 1962
安田市太郎	日野郡江府町大字大河原字武用塔 1971
〃	日野郡江府町大字大河原字武用塔 1972
井上 重信	日野郡江府町大字大河原字三塔 1973
〃	日野郡江府町大字大河原字三塔 1974
神庭菊次郎	日野郡江府町大字大河原字三塔 1977

川上 房雄	日野郡江府町大字御机字杉川 761
伊達 傳次	日野郡江府町大字御机字木崎 765 の 3
岡 兵次郎	〃
下垣 利之	〃
高津芳太郎	〃
川上 義雄	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 江府町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | ノート型コンピュータ賃貸借及びソフトウェア購入 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成19年10月17日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 西日本電信電話株式会社鳥取支店
鳥取市湯所町二丁目258 |
| 5 落札金額 | 66,885,840円（月額1,393,455円。消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成19年9月7日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部行政経営推進課
鳥取市東町一丁目220 |